

長期優良住宅建築等計画に係る
技術的審査業務規程・技術的審査の手引き

(平成 30 年 7 月 1 日版)

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

●目次

はじめに

■長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程

第1章 総則

第2章 技術的審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

第2節 技術的審査の実施方法

第3章 技術的審査料金

第4章 審査員

第5章 技術的審査の業務に関する公正の確保

第6章 雑則

別表「適合証交付番号の付番方法」

別記様式1号「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書」

■長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の手引き

1章 技術的審査の手順

1. 所管行政庁に認定申請する前に評価機関が技術的審査する場合

1) 審査の流れ

- ① 業務の流れ
- ② 依頼図書の流れ

2) 依頼手続き

- ① 事前相談
- ② 依頼の受付
- ③ 業務の引受
- ④ 技術的審査の実施
- ⑤ 料金
- ⑥ 適合証の交付

3) 変更の手続き

- ① 適合証交付前の変更
- ② 適合証交付後の変更

4) 取り下げの手続き

2. 所管行政庁から評価機関に技術的審査の依頼がある場合

1) 審査の流れ

- ① 業務の流れ
- ② 依頼図書の流れ

2) 依頼手続き

- ① 依頼の受付
- ② 業務の引受
- ③ 技術的審査の実施

- ④ 料金
- ⑤ 適合証の交付

2章 技術的審査の要領

- 1. 対象となる基準の確認
- 2. 設計内容説明書等と基準の照合
- 3. 設計内容説明書と関連図書との照合
- 4. 住宅型式性能認定書の活用
- 5. 型式住宅部分等製造者認証書の活用
- 6. 特別評価方法認定書の活用
- 7. 登録住宅型式性能認定等機関による評価方法基準に定められた基準以外のものに関する住宅型式性能確認書の活用
- 8. 登録試験機関による評価方法基準に定められた基準以外のものを含めた認定基準に関する特別の評価方法のための証明書の活用
- 9. 法第6条第1項第3号関係（居住環境の維持及び向上の配慮）の審査
- 10. 審査の確定

平成21年3月31日 訂正

平成22年6月01日 改正

平成23年4月01日 改正

平成28年4月01日 改正

平成30年7月01日 改正

はじめに

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年12月25日法律第87号)において、長期に渡り良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の建築及び維持保全に関する計画を所管行政庁が認定する制度が創設され、平成21年6月より制度運用が開始されました。

制度開始時、国土交通省より一般社団法人 住宅性能評価・表示協会に対して、同法に基づく所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定が円滑に行われるように、認定に先立って技術的審査を住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関において行うことなどについて協力要請があり、同法の円滑な施行が図られることの重要性を認識し、登録住宅性能評価機関である会員機関による技術的審査の実施を行うこととしました。

また、平成28年4月より既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅認定も開始され、当該認定業務についても同様に登録住宅性能評価機関において行うこととなりました。

この「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程・技術的審査の手引き」は、国土交通省及び長期優良住宅法所管行政庁連絡協議会と連携して、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が会員機関による適正な技術的審査を行うことを目的として作成したものです。

2018年7月1日

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

株式会社 確認検査機構アネックス

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この技術的審査業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社確認検査機構アネックス（以下「機関」という。）が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第5条第1項の長期優良住宅建築等計画の法第6条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 技術的審査は、認定基準（技術的審査の対象となる住宅が存する所管行政庁の定める基準を含む。）への適合性について、公正かつ適確に実施するものとする。

(技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域)

第3条 技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務を行う区域については、株式会社確認検査機構アネックス住宅性能評価業務規程によるものとする。ただし、業務区域については設計住宅性能評価の業務を行う区域とする。

(技術的審査の業務を行う範囲)

第4条 機関は、株式会社確認検査機構アネックス住宅性能評価業務規程に記載されている住宅性能評価を行う住宅の種類について技術的審査の業務を行うものとする。
2 機関は、関係所管行政庁が定める区分のものについて技術的審査の業務を行うものとする。

第2章 技術的審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)

第5条 所管行政庁に認定を申請する前に技術的審査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）又は技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者（以下「代理者」という。）は、機関に対し、次の各号に掲げる図書（以下「技術的審査用提出図書」という。）を、正副2部提出しなければならないものとする。

- (1) 別記様式1号の長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という。）
 - (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成20年国土交通省令第3号。以下「規則」という。）第2条第1項で定める認定申請書（第一号様式）
 - (3) 技術的審査の対象となる住宅の設計図書等（規則第2条第1項の表に定める図書その他機関が技術的審査のために必要と認める図書（以下「技術的審査添付図書等」という。))のうち、技術的審査の依頼がされた認定基準の区分に応じ必要となる設計図書等。
- 2 設計住宅性能評価を同一の機関に同時に申請する場合においては、技術的審査添付図書等のうち設計住宅性能評価添付図書と重複するものは省略することができる。
- 3 新築に係る認定を受けようとする場合において、設計住宅性能評価書が既に交付されている住宅について技術的審査の依頼をする場合においては、設計住宅性能評価書又はその写しの添付があれば、技術的審査添付図書等のうち設計住宅性能評価添付図書と重複し、かつ、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）に定められた基準以外の認定基準の審査に要しないものは省略することができる。
- 4 第2項及び第3項の場合における設計住宅性能評価添付図書は、技術的審査添付図書等として扱う。

(適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼)

第6条 依頼者は、第11条第1項の適合証の交付を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合において、機関に変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者は機関に対し、次の各号（当機関において直前の技術的審査を行っている場

合にあっては、(3)を除く。)に掲げる図書を、正副2部提出しなければならないものとする。

- (1) 別記様式3号の長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査依頼書
- (2) 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの
- (3) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し

(技術的審査の依頼の受理及び契約)

第7条 機関は、第5条又は第6条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理する。

- (1) 技術的審査を依頼された住宅の所在地が、第3条の業務を行う区域内であること。
- (2) 技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 機関は、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当すると認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に技術的審査用提出図書を返却する。

4 機関は、第1項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者と機関は別紙技術的審査業務約款に基づき契約を締結したものとする。

5 前項の技術的審査業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 依頼者は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であると機関が認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までに機関に提出しなければならない旨の規定
- (2) 依頼者は、機関が認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 別記様式2号の適合証の交付前までに、依頼者の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者は、双方合意の上定めた期日までに機関に変更部分の技術的審査用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものと機関が認める場合においては、依頼者は、当初の依頼内容に係る依頼を取下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない旨の規定
- (4) 機関は、適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定
- (5) 機関は、依頼者が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
- (6) 機関は、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (7) 依頼者が、その理由を明示の上、機関に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると機関が認めるときは、機関は業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (8) 機関は、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
- (9) 機関は、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

(技術的審査の依頼の取下げ)

第8条 依頼者は、前条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届（別記様式6号）を機関に提出する。

2 前項の場合においては、機関は、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書

を依頼者に返却する。

(所管行政庁から依頼される技術的審査)

第9条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査においては、所管行政庁との契約に基づき行うものとする。

第2節 技術的審査の実施方法

(技術的審査の実施方法)

第10条 機関は、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第13条に定める審査員に技術的審査を実施させるものとする。

2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。

(1) 技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。

(2) 技術的審査を依頼された長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合しているかどうかを確認する。この場合、地震保険の割引のために地震に対する安全性の確保に関して免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に係る適合審査の依頼があった際には、当該基準に適合しているかについて審査を行う。

(3) 技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該住宅が認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行う。

3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者に説明を求めるものとする。

(適合証の交付等)

第11条 機関は、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合すると認めたときは、別記様式2号の適合証(第6条による依頼の場合は別記様式4号の適合証(変更))を依頼者に交付するものとする。

2 前項の適合証の次の各号に掲げる記の部分には、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

(1) 適合証交付番号 別表「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合証交付番号

(2) 適合の範囲 技術的審査を行った認定基準の区分

(3) (2)に関連して免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に係る適合審査の依頼があった際に、当該基準に適合している場合はその旨を明示するものとする。

3 機関は審査員の技術的審査の結果、依頼に係る長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査をしないときは、その旨の通知書(別記様式5号)を依頼者に交付するものとする。

第3章 技術的審査料金

(技術的審査料金)

第12条 機関は、技術的審査の実施に関し、別に機関において定める技術的審査料金を徴収することができる。

2 機関は、前項の技術的審査料金についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。

3 所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査料金については、所管行政庁との契約に基づくものとする。

第4章 審査員

(審査員)

- 第13条 機関は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。）第13条に定める評価員（機関の職員以外に委嘱する評価員を含む。）で、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が実施する技術的審査に関する研修を受講し、協会に登録された者（以下「審査員」という。）に技術的審査を行わせるものとする。
- 2 審査員が、技術的審査を行う住宅の範囲は、住宅品質確保促進法別表中欄に掲げる要件に応じ、同表上欄に掲げる住宅の区分とする。
- 3 法第6条第1項第3号にいう地域における居住環境の維持及び向上に関する技術的審査については、地域における居住環境にかかる制限への適合を審査するものであることから、指定確認検査機関の確認検査員による審査補助を得て行うものとする。

(秘密保持義務)

- 第14条 機関の役員及びその職員（審査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 技術的審査の業務に関する公正の確保

(技術的審査の業務に関する公正の確保)

- 第15条 機関は、機関の役員又はその職員（審査員を含む。）が、技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合は、当該住宅に係る技術的審査を行わないものとする。
- 2 機関は、機関の役員又はその職員（審査員を含む。）が、技術的審査の依頼に係る住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該住宅に係る技術的審査を行わないものとする。
- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務
- 3 機関は、その役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが当該機関の役員又は職員（審査員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員（審査員を含む。）が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う場合に限る。）は、当該依頼に係る技術的審査を行わないものとする。
- (1) 技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合
- (2) 技術的審査の依頼に係る住宅について、前項の(1)から(4)までのいずれかに掲げる業務を行った場合

第6章 雑 則

(帳簿の作成及び保存方法)

- 第16条 機関は、次の(1)から(9)までに掲げる事項を記載した技術的審査業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。
- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 技術的審査業務の対象となる住宅の名称
- (3) 技術的審査業務の対象となる住宅の所在地
- (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
- (5) 技術的審査を行った審査員の氏名

- (6) 技術的審査料金の金額
 - (7) 第 11 条第 1 項の適合証の交付番号
 - (8) 第 11 条第 1 項の適合証の交付を行った年月日又は第 11 条第 3 項の通知書の交付を行った年月日
 - (9) 技術的審査を行った認定基準の区分
- 2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。
- 3 技術的審査の依頼と設計住宅性能評価の申請を同一の機関にする場合は、第 1 項の記載事項で住宅性能評価の帳簿と重複した内容については、記載を省略とすることができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 17 条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第 16 条第 1 項の帳簿 技術的審査の業務を廃止するまで
- (2) 技術的審査用提出図書（所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。）及び適合証の写し 適合証の交付を行った日の属する年度から 5 事業年度

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第 18 条 前条各号に掲げる文書の保存は、技術的審査中にあつては技術的審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、技術的審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、确实かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(事前相談)

第 19 条 依頼者は、技術的審査の依頼に先立ち、機関に相談をすることができる。この場合において、機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 20 条 機関は、電子情報処理組織による依頼の受付及び図書の交付を行う場合にあつては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(附則) この技術的審査業務規程は、平成 21 年 2 月 18 日より施行する。

(附則) この技術的審査業務規程は、平成 22 年 6 月 10 日より施行する。

(附則) この技術的審査業務規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

(附則) この技術的審査業務規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

(附則) この技術的審査業務規程は、平成 30 年 7 月 1 日より施行する。

別表

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○』

1～3桁目	登録住宅性能評価機関番号（国土交通省登録番号とは異なる）
4～5桁目	登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号
6～9桁目	適合証交付日の西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書

(新 築 / 増 築・改 築)

年 月 日

(登録住宅性能評価機関 宛)

依頼者の住所又は主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称 印

代理者の住所又は主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称 印

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準への適合性について技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準の区分】

- 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等）
 - 法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
 - 法第2条第4項第1号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
（免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に係る適合審査を受けようとする場合
□免震建築物 □耐震等級2 □耐震等級3）
 - 法第2条第4項第2号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第3号関係（維持保全を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第4号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
 - 法第2条第4項第4号関係（エネルギーの使用の効率性）
- 法第6条第1項第2号関係（住宅の規模）
- 法第6条第1項第3号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
- 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
- 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

【設計住宅性能評価申請の有無（新築のみ）】 □有（□同一の機関 □他機関） □無

【認定申請先の所管行政庁名】

【認定申請予定日】

【建築工事着手予定年月日】

【住宅の位置】

【住宅又は建築物の名称】

【住宅の建て方】

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

(注意)

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 依頼者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。
4. 工事種別において該当するもの（新築、増築・改築）に○を付けて下さい。
5. 技術的審査を依頼する認定基準の区分については、所管行政庁が定める区分の全てを依頼することとしてください。
6. 地震に対する安全性の確保に関して免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に適合することを適合証に表示することを希望する場合はいずれかを選択してください。

記載例

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書
(新 築 / 増 築・改 築)

○年 ○月 ○日

(登録住宅性能評価機関 宛)

依頼者の住所又は主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称 印代理者の住所又は主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称 印

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準への適合性について技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準の区分】

- 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等）
 - 法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
 - 法第2条第4項第1号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
（免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に係る適合審査を受けようとする場合
□免震建築物 □耐震等級2 ■耐震等級3）
 - 法第2条第4項第2号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第3号関係（維持保全を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第4号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
 - 法第2条第4項第4号関係（エネルギーの使用の効率性）
- 法第6条第1項第2号関係（住宅の規模）
- 法第6条第1項第3号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
- 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
- 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

【設計住宅性能評価申請の有無（新築のみ）】 □有（□同一の機関 □他機関） ■無

【認定申請先の所管行政庁名】 千代田区長

【認定申請予定日】 ○年○月○日

【建築工事着手予定年月日】 ○年○月○日

【住宅の位置】 東京都千代田区○丁目○番

【住宅又は建築物の名称】 ○○邸

【住宅の建て方】 一戸建ての住宅

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の手引き

1 章 技術的審査の手順

1. 所管行政庁に認定申請する前に評価機関が技術的審査する場合

以下は一般的な例を示します。(所管行政庁との契約内容により異なる場合があります。)

1) 審査の流れ

①業務の流れ [別添フロー 1 (1) (p. 29 参照)]

依頼者は、所管行政庁に認定申請する前に、認定に先立って行われる技術的審査を登録住宅性能評価機関（以下「機関」という。）に長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「規程」という。）別記様式 1 号の長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という。）と添付図書を添えて依頼を行います。

機関は依頼があった場合、受理・引受をして技術的審査を行います。

審査において疑義等がある場合、申請者等に説明を求め誤りがある場合は図書等の訂正を求めます。審査が終了し、内容の適合が確認できたのち機関は規程別記様式 2 号の長期優良住宅建築等計画に係る適合証（以下「適合証」という。）を依頼者に交付します。

②依頼図書の流れ

【一般の場合】 [別添フロー 2 (1-1) (p. 31 参照)]

依頼者は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 20 年国土交通省令第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条第 1 項で定められた認定申請書（第一号様式）及び添付図書を正副 2 部※、協会で定めた依頼書を正副 2 部機関に提出します。

機関は技術的審査が終了したときは、依頼者に対して適合証を、依頼書の副本 1 部、認定申請書及び添付図書の副本 1 部※を添えて交付します。このとき、機関は、添付図書に技術的審査が終了した旨が確認できるように、押印をします。

その後、依頼者は、認定申請書の正本及び副本に、添付図書を 2 部と機関から交付を受けた適合証とその写しを添付して、所管行政庁に認定の申請を行うこととなります。ただし、適合証に記載された認定基準の区分以外については別途図書が必要になる場合があるほか、適合証を添付することにより、一部の図書の添付が不要となる場合があります。

なお、工事種別が新築の住宅で既に設計住宅性能評価書が交付されており、設計住宅性能評価書又はその写しの添付がある場合は、評価方法基準に定められた基準への適合については技術的審査を省略することができます。その場合、設計住宅性能評価の際に添付された図書と重複し、かつ、評価方法基準に定められた基準以外の認定基準の審査に要しない図書の添付についても省略できる場合があります。しかし、依頼者が所管行政庁に認定申請する際は、当該図書が必要になるので、その旨を依頼者にお知らせしてください。

工事種別が増築または改築の住宅で既築部分（増改築を伴わない部分をいう。以下同じ。）の仕様について疑義がある場合は、申請者に当該仕様を確認した図書等を求め

ることができます。

※ 依頼者は、認定申請書及び添付図書については、機関に3部提出することもできます。この場合は、機関は依頼者に対して副本等を2部添えて適合証を交付します。

【設計住宅性能評価と同時に依頼する場合（新築のみ）】

[別添フロー2（1-2）(p.32参照)]

依頼者は、規則第2条第1項で定められた認定申請書（第一号様式）、協会で定めた依頼書、設計住宅性能評価申請書及び設計住宅性能評価添付図書並びに評価方法基準に定められた基準以外の認定基準による事項に関する図書等を正副各2部機関に提出します。

機関は技術的審査が終了したときは、依頼者に対して適合証と設計住宅性能評価書を、認定申請書、依頼書、設計住宅性能評価申請書及び設計住宅性能評価添付図書並びに評価方法基準に定める基準以外の認定基準による事項に関する図書等の副本各1部を添えて交付します。このとき、機関は、設計住宅性能評価添付図書及び評価方法基準に定める基準以外の認定基準による事項に関する図書等に技術的審査が終了した旨が確認できるように、押印します。

その後、依頼者は、認定申請書に、機関から交付を受けた適合証及びその写しと設計住宅性能評価申請書、設計住宅性能評価添付図書及び評価方法基準に定める基準以外の認定基準による事項に関する図書等を正副2部添付して認定申請を所管行政庁に行うこととなります。ただし、適合証に記載された認定基準の区分以外については別途図書が必要になる場合があるほか、適合証を添付することにより、一部の図書の添付が不要となる場合があります。

また、設計住宅性能評価添付図書に、規則第2条第1項の表における明示すべき事項が明示されているときは、その図書は認定申請に添付すべき図書であって、当該図書に当該明示すべき事項が明示されているものとすることができます。

2) 依頼手続き

①事前相談

依頼者は、技術的審査の依頼に先立ち、機関に相談することができます。

②依頼の受付

機関は、依頼者から技術的審査の依頼があった場合は、以下の書類が添付されていることを確認します。ただし、工事種別が新築の住宅で設計住宅性能評価と同時に依頼する場合、c.のうち、設計住宅性能評価添付図書と重複しているものは添付図書に代えられるものとします。

- a. 技術的審査依頼書（別記様式1号）
- b. 認定申請書（規則第一号様式）

c. 添付図書（規則第2条第1項）

d. その他必要な書類

※ 設計住宅性能評価書が既に交付されている工事種別が新築の住宅については、設計住宅性能評価書又はその写しの添付があれば、上記c.のうち、設計住宅性能評価添付図書と重複し、かつ、評価方法基準に定められた基準以外の認定基準の審査に要しない図書の添付についても省略することができます。ただし、設計住宅性能評価書の交付された時点の評価方法基準に定める基準が技術的審査の依頼された認定基準に係る評価方法基準に定める基準と同じ場合に限り、適用されます。

③業務の引受

- ・②で提出された書類について、以下の事項について確認します。
 - a. 技術的審査を依頼する認定基準の区分が、認定申請先の所管行政庁が定める区分の全てについて依頼されていること
 - b. 依頼のあった住宅が、当機関が定める評価業務を行う区分に該当すること
 - c. 依頼のあった住宅の建て方（一戸建ての住宅か共同住宅等）の確認をすること
 - d. 依頼のあった住宅の工事種別（新築か増築・改築）の確認をすること
 - e. 提出図書に不足なく、かつ記載事項に漏れがないこと
 - f. 技術的審査に係る計画の内容に明らかな問題点がないこと
- ・②で提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて依頼者又は代理者に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めます。
- ・②aにおいて地震に対する安全性の確保に関して免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3にチェックされていない場合は、依頼者又は代理者に免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3への適合性の審査を行わなくとも支障ないか確認します。
- ・提出図書に特に不備がない場合には依頼者に対して引受承諾書を交付します。

④技術的審査の実施

- ・③の後、技術的審査を行うことが可能となった場合は、速やかに審査を行います。
- ・審査員は②で提出された書類をもって審査を行います。この場合、地震保険の割引を適用するために地震に対する安全性の確保に関して免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に係る適合審査の依頼があった際には、当該基準に適合しているかについて審査を行います。
- ・②で提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて依頼者又は代理者に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めます。
- ・提出図書の内容に認定基準と不適合を認めた場合又は明らかな虚偽を認めた場合は、依頼者に対して適合証を交付できない旨とその理由を通知します。（別記様式5号）

⑤料金

技術的審査料金については各機関にて設定します。

⑥適合証の交付

- ・技術的審査が完了し、所管行政庁の定める区分の認定基準に適合していると認める場合、依頼者に対して適合証を交付します。このとき、依頼者から技術的審査の際に地震に対する安全性の確保に関して免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に適合する旨の表示の依頼があった場合は、その旨を適合証に明示します。
- ・適合証の交付は、依頼書及び添付図書の副本を1部添えて行います。

3) 変更の手続き

①適合証交付前の変更

技術的審査依頼後に計画が変更された場合は、依頼者が書類の修正を行います。

②適合証交付後の変更

適合証の交付後に依頼者が計画を変更する場合は、依頼者から以下の書類の提出を受け、変更に係る技術的審査を行います。ただし、変更の内容が軽微^{*}なものについては、新たに変更に係る技術的審査を依頼する必要はありません。

- 変更技術的審査依頼書（別記様式3号）
- 技術的審査に要した図書（2）②c及びdのうち変更に係るもの及び変更の内容を示す図書
- 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し（直前の技術的審査と異なる機関に依頼しようとする場合に限る。）

※ 軽微な変更とは、住宅の品質又は性能を向上される変更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅建築等計画が法6条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更をいう。

4) 取り下げの手続き

- ・依頼者が技術的審査依頼を取り下げた場合、技術的審査を中止し、提出された技術的審査に係る提出図書を依頼者に返却します。
- ・また、この場合、依頼者に依頼を取り下げる旨を記載した取り下げ届（別記様式6号）の提出を求めます。

2. 所管行政庁から評価機関に技術的審査の依頼がある場合

以下は一般的な例を示します。（所管行政庁との契約内容により異なる場合があります。）

1) 審査の流れ

①業務の流れ [別添フロー1（2）(p.30参照)]

認定申請者は所管行政庁に認定申請書及び添付図書を提出します。
所管行政庁は、機関に技術的審査の依頼をします。

機関は技術的審査が完了し、依頼された区分の認定基準に適合していると認める場合、所管行政庁に対して適合証を交付します。

②依頼図書の流れ [別添フロー2 (2) (p. 33 参照)]

所管行政庁は、申請者から受け取った認定申請書及び添付図書を正副各2部機関に提出します。

機関は技術的審査が終了したときは、所管行政庁に対して適合証に認定申請書及び添付図書を添えて交付します。

2) 依頼手続き

①依頼の受付

機関は所管行政庁から技術的審査の依頼があった場合は、以下の書類が添付されていることを確認します。

- a. 認定申請書（規則第一号様式）
- b. 添付図書（規則第2条第1項）
- c. その他必要な書類

②業務の引受

- ・①で提出された書類において、以下の事項について確認します。
 - a. 依頼のあった住宅が、当機関が定める評価業務を行う区分に該当すること
 - b. 依頼のあった住宅の建て方（一戸建ての住宅か共同住宅等）の確認をすること
 - c. 依頼のあった住宅の工事種別（新築か増築・改築）の確認をすること
 - d. 提出図書に不足なく、かつ記載事項に漏れがないこと
 - e. 技術的審査に係る計画の内容に明らかな問題点がないこと
- ・①で提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて所管行政庁に問い合わせをするか、又は、あらかじめ所管行政庁が認定申請者の承諾を得ている場合には、認定申請者に直接問い合わせをします。
- ・提出図書に特に不備がない場合には所管行政庁の契約内容に基づいて引受をします。

③技術的審査の実施

- ・②の後、技術的審査を行うことが可能となった場合は、速やかに審査を行います。
- ・審査員は①で提出された書類をもって審査を行います。
- ・①で提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて所管行政庁に問い合わせをするか、又は、あらかじめ所管行政庁が認定申請者の承諾を得ている場合には、認定申請者に直接問い合わせをします。
- ・提出図書の内容に認定基準と不適合を認めた場合又は明らかな虚偽を認めた場合は、所管行政庁に対して適合証を交付できない旨とその理由を通知します。（別記様式5号）

④料金

所管行政庁との契約によります。

⑤適合証の交付

・技術的審査が完了し、依頼された区分の認定基準に適合すると認める場合、所管行政庁に対して適合証を交付します。

・適合証の交付は、認定申請書及び添付図書を正副各2部添えて行います。このとき、技術的審査の記録を保存する必要があると判断する機関においては、自ら写しをとってください。（所管行政庁の希望によっては、認定申請書及び添付図書の正本を機関で保管する場合もあると考えられます。）

2章 技術的審査の要領

技術的審査については、「長期優良住宅 認定マニュアル」、「長期優良住宅に係る認定基準 技術解説」と以下に従って審査します。

1. 対象となる基準の確認

依頼書及び認定申請書により審査対象住宅の建て方、構造種別、工事種別、立地する地域等、基準の適用の前提となる基本的事項を確認します。

認定基準や引用している他法令による基準が改正される際に、どの時点の基準が適用されるかについては、原則として所管行政庁による認定日時点の基準が適用されることとなりますが、告示等の附則や技術的助言により経過措置が定められている場合は、当該経過措置に従います。また、認定基準で引用する建築基準法関連の基準が改正された場合は、建築工事着手日における基準を適用します。

2. 設計内容説明書等と基準の照合

設計内容説明書（必要な場合は、関連図書を含む。）と基準との照合により適合を判断します。ただし、工事種別が新築の住宅で設計住宅性能評価と同時に依頼する場合には、設計住宅性能評価に添付されている設計内容説明書に記載されている内容と重複しているものの審査は省略することができます。

3. 設計内容説明書と関連図書との照合

設計内容説明書と記載内容の信頼性を確認するために関連図書との照合を行います。

4. 状況調査書の確認（増築又は改築のみ）

工事種別が増築又は改築の場合は状況調査書の確認を行います。

調査結果に応じて、維持保全計画書との照合を行います。

5. 住宅型式性能認定書の活用

工事種別が新築の場合、住宅型式性能認定に係る住宅又は住宅の部分については、認定基準の内容が評価方法基準と同じである場合は、住宅型式性能認定書の写しが添付されていれば、設計内容説明書（必要な場合は、関連図書を含む。）に記載された事項と住宅型式性能認定書の内容とを照合し、適合している場合は当該基準に適合しているとみなします。ただし、機関が当該認定書の写しを有しており、審査の公正かつ適確な実施に支障がないと認めたものについては、当該認定書の写しの添付は不要とすることができます。

また、認定基準のうち評価方法基準に定められていないものについても、当該住宅型式性能認定において、当該基準に適合する性能を有すると認められる場合は、同様に設計内容説明書（必要な場合は、関連図書を含む。）に記載された事項と住宅型式性能認定書の内容とを照合し、適合しているときは、当該住宅型式性能認定に係る住宅又は住宅の部分については、当該基準に適合しているとみなします。

工事種別が増築又は改築で、既築部分の仕様について当該認定書のとおりであることを現地や納品書等で確認されている場合は、基準への適合確認に当該認定書の仕様内容を活用することができます。

6. 型式住宅部分等製造者認証書の活用

工事種別が新築の場合、型式住宅部分等製造者認証に係る住宅又は住宅の部分については、その製造者には住宅品質確保促進法第 38 条の義務が課せられているので、型式住宅部分等製造者認証書の写しが添付されていれば、設計内容説明書に記載されている認証番号と認証書の認証番号とを照合し、適合しているときは、当該住宅又は住宅の部分は当該認証に係る型式が有する性能を有しているとみなします。ただし、機関が当該認証書の写しを有しており、審査の公正かつ適確な実施に支障がないと認めたものについては、当該認証書の写しの添付は不要とすることができます。また、型式住宅部分等の性能に応じて、添付図書の一部又は全部を省略できる場合があります。

工事種別が増築又は改築で、既築部分の仕様についての基準への適合確認に当該認証書の仕様内容を活用することができます。

7. 特別評価方法認定書の活用

工事種別が新築の場合、特別評価方法に係る住宅又は住宅の部分については、認定基準の内容が評価方法基準と同じである場合は、特別評価方法認定書の写しが添付されていれば、設計内容説明書（必要な場合は関連図書を含む。）に記載されている事項と特別評価方法認定書とを照合し、適合しているときは、当該住宅又は住宅の部分は当該基準に適合しているとみなします。ただし、機関が当該認定書の写しの提出を求めなければ、添付は不要とします。

工事種別が増築又は改築で、既築部分の仕様についての基準への適合確認に当該認定書の仕様内容を活用することができます。

8. 登録住宅型式性能認定等機関による評価方法基準に定められた基準以外のものに関する住宅型式性能確認書の活用（新築の場合）

登録住宅型式性能認定等機関においては、評価方法基準に定められた基準以外のものに関して、認定基準への適合の確認をすることにより技術的審査を合理的かつ効率的に行うことに資することとしています。したがって、当該確認に係る住宅又は住宅の部分については、登録住宅型式性能認定等機関が交付する評価方法基準に定める基準以外のものを含めた認定基準に適合している旨を明らかにする住宅型式性能確認書の写しが添付されれば、設計内容説明書（必要な場合は、関連図書を含む。）に記載された事項と住宅型式性能確認書の内容とを照合し、適合しているときは、当該住宅又は住宅の部分は当該基準に適合しているとみなします。ただし、機関が当該確認書の写しを有しており、審査の公正かつ適確な実施に支障がないと認めたものについては、当該確認書の写しの添付は不要とすることができます。

9. 登録試験機関による評価方法基準に定められた基準以外のものを含めた認定基準に関する特別の評価方法のための証明書の活用

登録試験機関は、評価方法基準に定められた基準以外のものを含めた基準に関して、特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（以下単に「試験」という。）の結果の証明をすることにより技術的審査を合理的かつ効率的に行うことに資することとしています。したがって、当該試験に係る住宅又は住宅の部分については、登録試験機関が交付する当該基準についての試験の結果の証明書の写しが添付されれば、設計内容説明書（必要な場合は、関連図書を含む。）に記載された事項と当該証明書の内容とを照合し、適合している場合は、当該住宅又は住宅の部分は当該基準に適合しているとみなします。ただし、機関が当該証明書の写しを有しており、審査の公正かつ適確な実施に支障がないと認めたものについては、当該証明書の写しの添付は不要とすることができます。

10. 法第6条第1項第3号関係（居住環境の維持及び向上の配慮）の審査

所管行政庁によっては、法6条第1項第3号関係（居住環境の維持及び向上の配慮）の技術的審査を指定する区分とすることが考えられます。この場合、地域における居住環境にかかる制限への適合を審査する必要があることから、指定確認検査機関（他の指定確認検査機関に依頼する場合を含む。）の確認検査員の補助を得て審査を行うこととします。

11. 審査の確定

a. 設計内容が基準に適合しているものの、一部明らかな記載ミス等がある場合

依頼者が記載内容の修正を行った場合はその修正箇所を確認し、その結果を適合証として交付します。また、依頼者が修正を行わない場合は、依頼者に対して適合証を交付

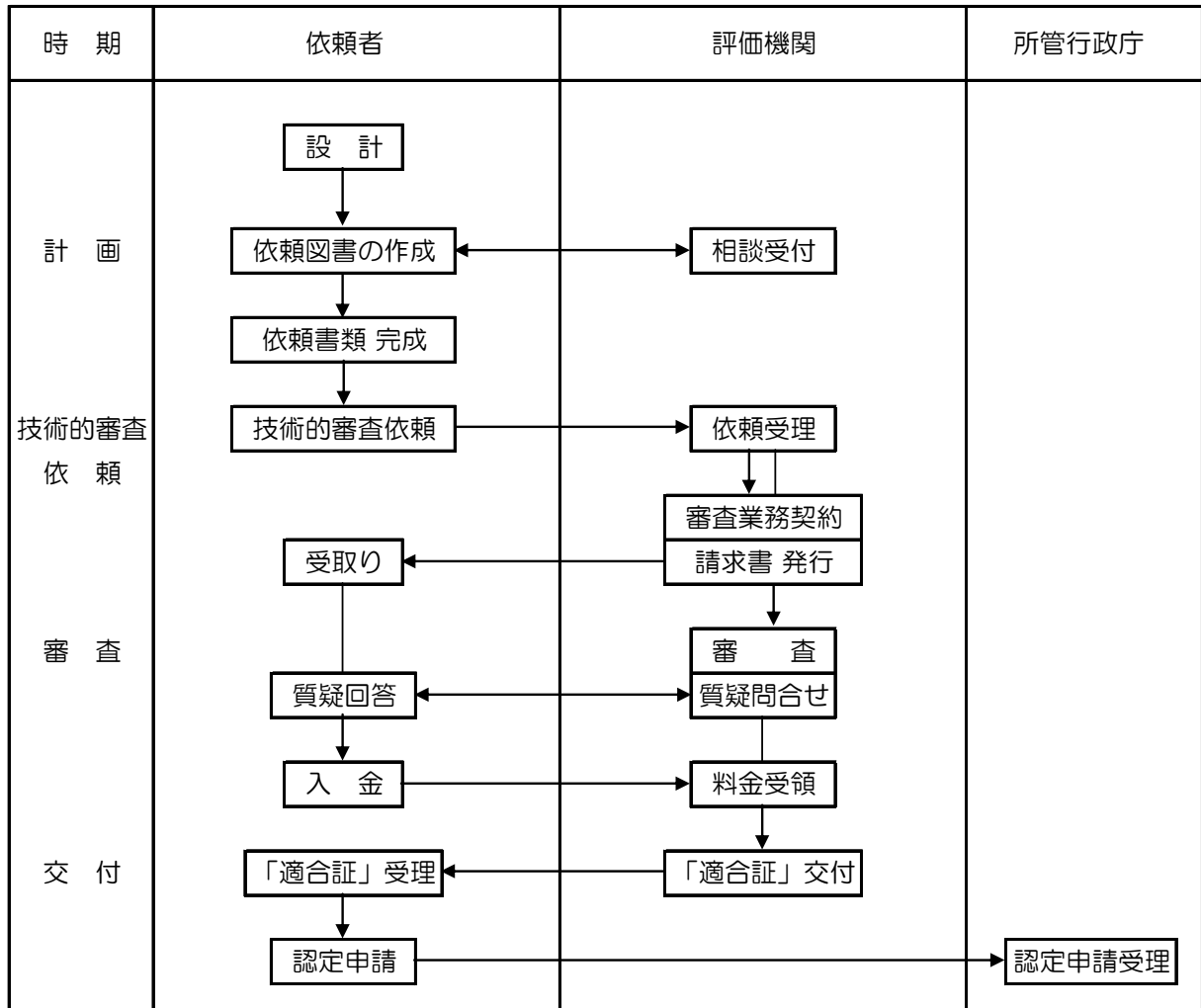
できない旨とその理由を通知します。(別記様式5号)

b. 設計内容が基準に適合しない場合

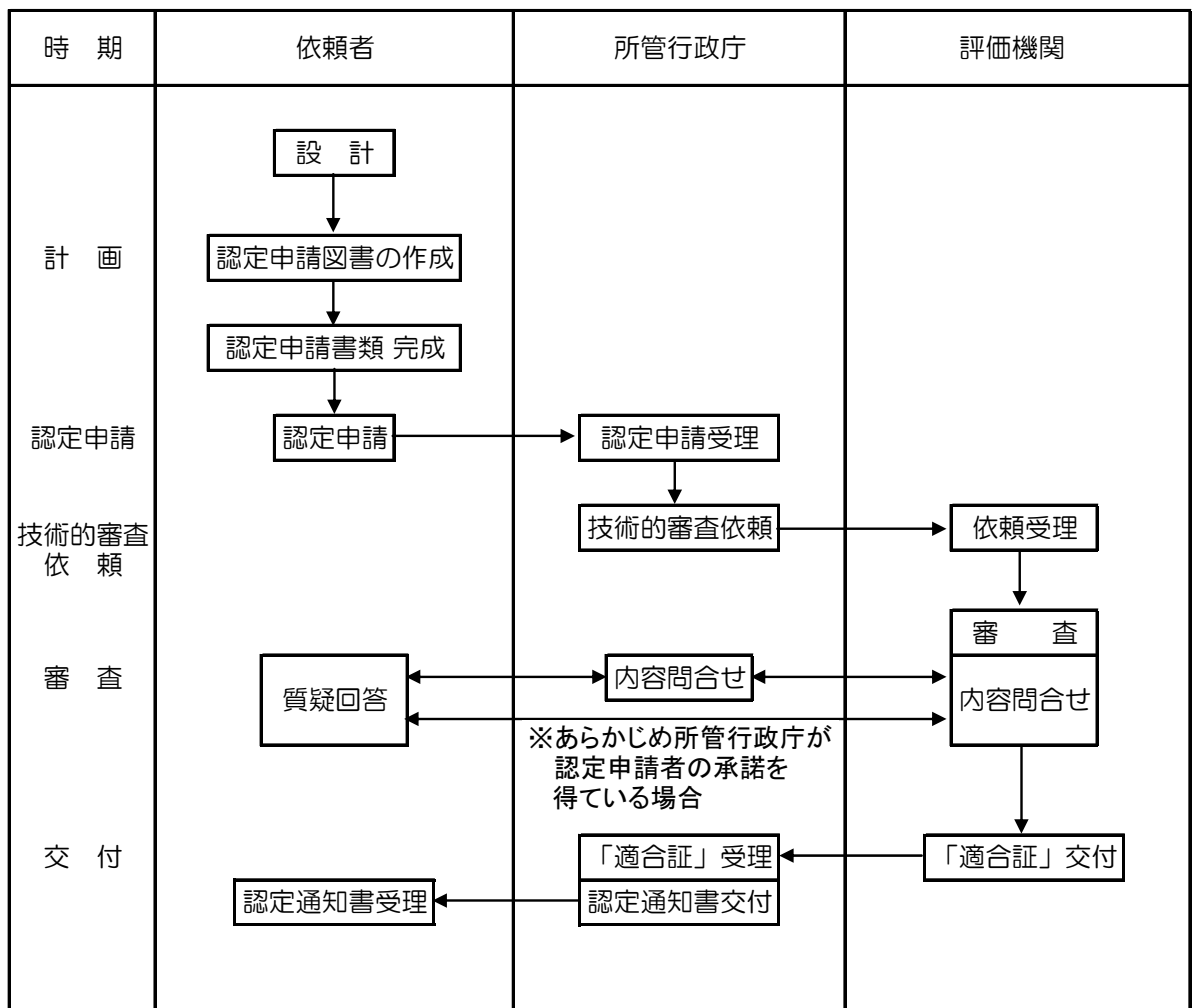
依頼者に対して、設計内容の変更が必要である旨を伝えます。依頼者の変更を行った場合は改めて審査を行い、基準に適合すると認めるときは、その結果を適合証として交付します。また、依頼者の変更を行わない場合は、依頼者に対して適合証を交付できない旨とその理由を通知します。(別記様式5号)

(附則) この技術的審査の手引きは、平成30年7月1日より施行する。

業務の流れ (所管行政庁に認定申請する前に評価機関が技術的審査する場合)

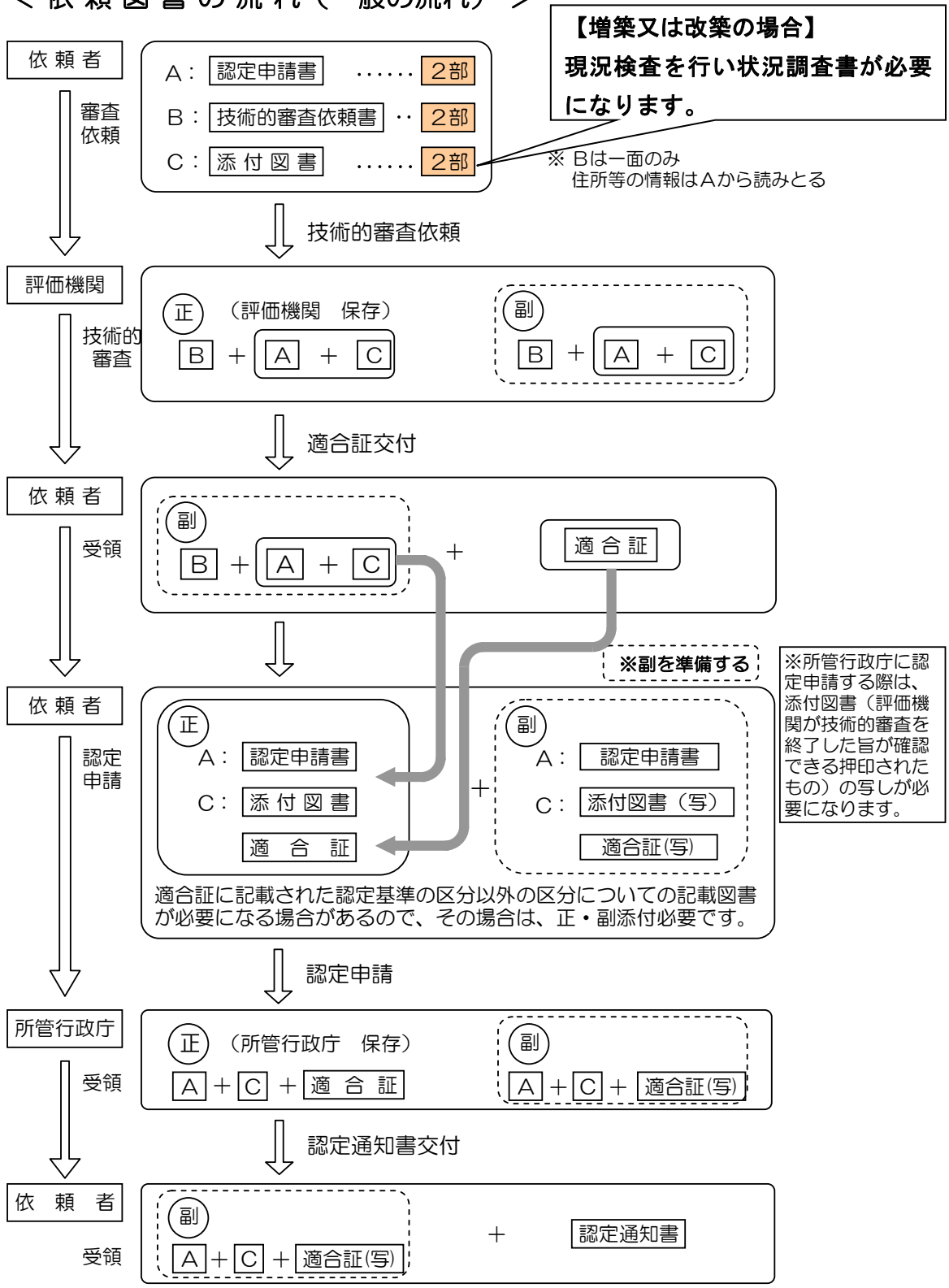


業務の流れ (所管行政庁から評価機関に技術的審査の依頼がある場合)



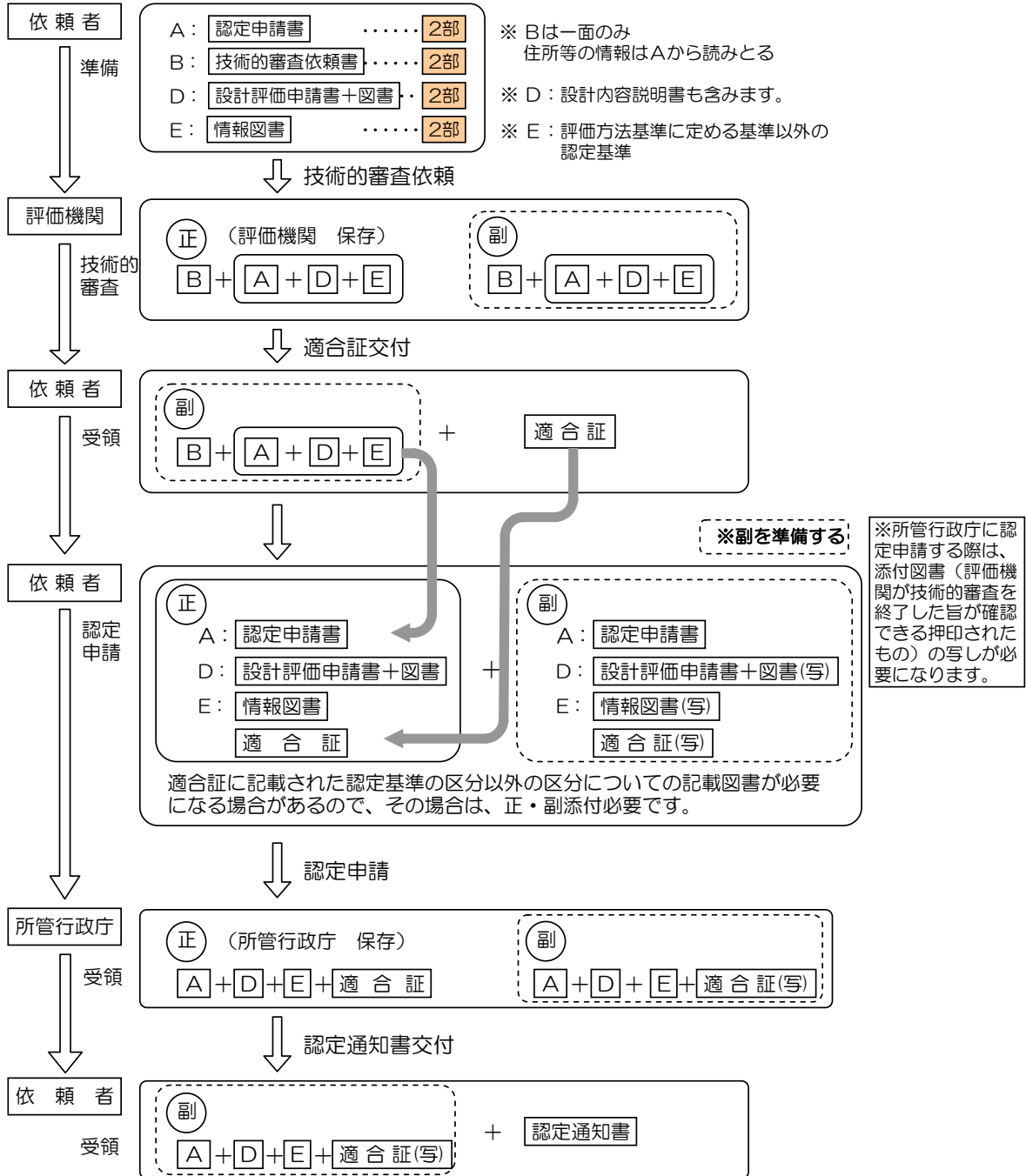
下記は一般的な例を示します。(所管行政庁との契約内容により異なる場合があります。)

< 依頼図書の流れ(一般の流れ) >



下記は一般的な例を示します。(所管行政庁との契約内容により異なる場合があります。)

< 依頼図書の流れ (設計評価と同時に依頼する場合) > 【新築の場合】



下記は一般的な例を示します。(所管行政庁との契約内容により異なる場合があります。)

< 依頼 図書の流れ (所管行政庁から依頼の場合) >

